

横浜地方裁判所相模原支部における合議制裁判及び 労働審判の実施を求める要望について

横浜地方裁判所相模原支部における合議制裁判と労働審判の実施について、次のとおり要望活動を行いますので、お知らせします。

1 要望活動について

- (1) 要望先 ①法務省 小泉 龍司 法務大臣
②最高裁判所 長田 雅之 事務総局総務局第一課長
- (2) 要望日時 令和6年2月16日(金)
①15時30分～15時50分
②16時15分～16時30分
- (3) 要望場所 ①法務省 (東京都千代田区霞が関1-1-1)
②最高裁判所 (東京都千代田区隼町4-2)

2 要望者

横浜地方裁判所相模原支部に合議制裁判と労働審判実施を求める協議会

- | | | |
|-------|--------------------------|--------|
| (会長) | 相模原市長 | 本村 賢太郎 |
| | 座間市長 | 佐藤 弥斗 |
| (副会長) | 神奈川県弁護士会相模原支部支部長 | 齋藤 守 |
| (幹事) | 神奈川県弁護士会相模原支部地域司法改革委員会会長 | 眞木 康州 |
| (事務局) | 神奈川県弁護士会副会長 | 橋本 訓幸 |

3 同席者

甘利 明 衆議院議員、あかま 二郎 衆議院議員

※当日の公務の状況により変更になる可能性があります。

4 要望内容

別紙1・2のとおり

5 取材について

取材を希望される場合は、2月15日(木)正午までに区政推進課宛てにFAX(042-754-7990)で別紙「取材申込書」を提出してください。

当日は、冒頭(法務大臣への要望書の手交)のみ報道関係者へ公開します。最高裁判所での要望活動は公開いたしません。また、当日の取材に当たっては、腕章の着用をお願いします。

問合せ先

担当：区政推進課

電話：042-704-8911

要望書

横浜地方裁判所相模原支部における合議制裁判と労働審判の実施について

貴職におかれましては、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

横浜地方裁判所相模原支部は、相模原市及び座間市を管轄しており、管内の人口が85万人を超え、令和4年の刑事事件（新受）は242件、民事通常訴訟事件（新受）は595件に及んでいます。管内の人口、取扱件数ともにこれより少ない支部において合議制が実施されているにもかかわらず、相模原支部では、県内4つの支部の中で、また、政令指定都市に設置されている支部の中で唯一、合議制の裁判が行われておりません。

このため、管内で発生した刑事重大事件、医療過誤や建築紛争などの民事訴訟事件について、相模原支部においては実施されておらず、本管内の市民は、身近な場所でこれらの裁判を受ける機会を失っている状態にあります。

また、解雇や未払給与等の労働紛争を迅速に解決する労働審判手続についても、相模原支部においては実施されておられません。

これまで、相模原市議会及び座間市議会において、「合議制を導入するよう求める」決議を繰り返し行っております。また、日本弁護士連合会、関東弁護士会連合会、及び神奈川県弁護士会でも、合議制裁判の実施を求める声明の発出や、裁判所との協議に努めてまいりました。横浜地方裁判所相模原支部において合議制による審理を行う体制を整えることは、市民全体、法曹界を含めた強い願いであり、その早期実現は急務であると考えております。

さらに、令和5年7月4日には、相模原市長、座間市長、各士業団体、相模原商工会議所等の経済団体、相模原市自治会連合会・座間市自治会総連合会等の住民団体、相模原市・座間市内のロータリークラブ等の奉仕団体など、合計47団体が参加し、「横浜地方裁判所相模原支部に合議制裁判と労働審判実施を求める協議会」が発足し、横浜地方裁判所相模原支部における合議制裁判と労働審判の早期実現に向けて、活動を開始しております。参加団体が多数に上っていることは、市民からも合議制裁判と労働審判の実現についての強い要望の現れであるといえます。

こうした状況から、横浜地方裁判所相模原支部における合議制裁判と労働審判の早期実施を強く要望します。

令和6年2月16日

法務大臣 小泉 龍司 殿

横浜地方裁判所相模原支部に合議制裁判と労働審判実施を求める協議会

会長 相模原市長 本村 賢太郎

会長 座間市長 佐藤 弥斗

協議会参加団体一覧

番号	区分	参加会員名
1	自治体首長	相模原市長 本村 賢太郎
2		座間市長 佐藤 弥斗
3	士業団体	神奈川県弁護士会
4		東京地方税理士会相模原支部
5		神奈川県司法書士会相模原支部
6		神奈川県社会保険労務士会相模原支部
7		神奈川県行政書士会相模原支部
8		神奈川県土地家屋調査士会相模原支部
9		東京地方税理士会大和支部
10		神奈川県司法書士会厚木支部
11		神奈川県社会保険労務士会厚木支部
12		神奈川県行政書士会海老名座間支部
13		神奈川県土地家屋調査士会大和支部
14	経済団体	相模原商工会議所
15		相模原青年会議所
16		津久井青年会議所
17		津久井商工会
18		城山商工会
19		相模湖商工会
20		藤野商工会
21		座間青年会議所
22		座間市商工会
23		公益社団法人相模原法人会
24	労働者団体	相模原地域連合
25		県中央地域連合
26	住民団体	相模原市自治会連合会
27		座間市自治会総連合会
28	奉仕団体	相模原ロータリークラブ
29		相模原南ロータリークラブ
30		相模原中ロータリークラブ
31		相模原西ロータリークラブ
32		相模原東ロータリークラブ
33		相模原グリーンロータリークラブ
34		津久井中央ロータリークラブ
35		相模原柴胡ロータリークラブ
36		相模原橋本ロータリークラブ
37		相模原ニューシティロータリークラブ
38		相模原かめりあロータリークラブ
39		相模原西令和大野ロータリー衛星クラブ
40		相模原おださがロータリークラブ
41		相模原ライオンズクラブ
42		相模原シティライオンズクラブ
43		相模原中央ライオンズクラブ
44		相模原グリーンライオンズクラブ
45		相模原けやきライオンズクラブ
46		相模原アーチライオンズクラブ
47		座間ロータリークラブ

要望書

横浜地方裁判所相模原支部における合議制裁判と労働審判の実施について

貴職におかれましては、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

横浜地方裁判所相模原支部は、相模原市及び座間市を管轄しており、管内の人口が85万人を超え、令和4年の刑事事件（新受）は242件、民事通常訴訟事件（新受）は595件に及んでいます。管内の人口、取扱件数ともにこれより少ない支部において合議制が実施されているにもかかわらず、相模原支部では、県内4つの支部の中で、また、政令指定都市に設置されている支部の中で唯一、合議制の裁判が行われておりません。

このため、管内で発生した刑事重大事件、医療過誤や建築紛争などの民事訴訟事件について、相模原支部においては実施されておらず、本管内の市民は、身近な場所でこれらの裁判を受ける機会を失っている状態にあります。

また、解雇や未払給与等の労働紛争を迅速に解決する労働審判手続についても、相模原支部においては実施されておられません。

これまで、相模原市議会及び座間市議会において、「合議制を導入するよう求める」決議を繰り返し行っております。また、日本弁護士連合会、関東弁護士会連合会、及び神奈川県弁護士会でも、合議制裁判の実施を求める声明の発出や、裁判所との協議に努めてまいりました。横浜地方裁判所相模原支部において合議制による審理を行う体制を整えることは、市民全体、法曹界を含めた強い願いであり、その早期実現は急務であると考えております。

さらに、令和5年7月4日には、相模原市長、座間市長、各士業団体、相模原商工会議所等の経済団体、相模原市自治会連合会・座間市自治会総連合会等の住民団体、相模原市・座間市内のロータリークラブ等の奉仕団体など、合計47団体が参加し、「横浜地方裁判所相模原支部に合議制裁判と労働審判実施を求める協議会」が発足し、横浜地方裁判所相模原支部における合議制裁判と労働審判の早期実現に向けて、活動を開始しております。参加団体が多数に上っていることは、市民からも合議制裁判と労働審判の実現についての強い要望の現れであるといえます。

こうした状況から、横浜地方裁判所相模原支部における合議制裁判と労働審判の早期実施を強く要望します。

令和6年2月16日

最高裁判所長官 戸倉 三郎 殿

横浜地方裁判所相模原支部に合議制裁判と労働審判実施を求める協議会

会長 相模原市長 本村 賢太郎

会長 座間市長 佐藤 弥斗

協議会参加団体一覧

番号	区分	参加会員名
1	自治体首長	相模原市長 本村 賢太郎
2		座間市長 佐藤 弥斗
3	士業団体	神奈川県弁護士会
4		東京地方税理士会相模原支部
5		神奈川県司法書士会相模原支部
6		神奈川県社会保険労務士会相模原支部
7		神奈川県行政書士会相模原支部
8		神奈川県土地家屋調査士会相模原支部
9		東京地方税理士会大和支部
10		神奈川県司法書士会厚木支部
11		神奈川県社会保険労務士会厚木支部
12		神奈川県行政書士会海老名座間支部
13		神奈川県土地家屋調査士会大和支部
14	経済団体	相模原商工会議所
15		相模原青年会議所
16		津久井青年会議所
17		津久井商工会
18		城山商工会
19		相模湖商工会
20		藤野商工会
21		座間青年会議所
22		座間市商工会
23		公益社団法人相模原法人会
24	労働者団体	相模原地域連合
25		県中央地域連合
26	住民団体	相模原市自治会連合会
27		座間市自治会総連合会
28	奉仕団体	相模原ロータリークラブ
29		相模原南ロータリークラブ
30		相模原中ロータリークラブ
31		相模原西ロータリークラブ
32		相模原東ロータリークラブ
33		相模原グリーンロータリークラブ
34		津久井中央ロータリークラブ
35		相模原柴胡ロータリークラブ
36		相模原橋本ロータリークラブ
37		相模原ニューシティロータリークラブ
38		相模原かめりあロータリークラブ
39		相模原西令和大野ロータリー衛星クラブ
40		相模原おださがロータリークラブ
41		相模原ライオンズクラブ
42		相模原シティライオンズクラブ
43		相模原中央ライオンズクラブ
44		相模原グリーンライオンズクラブ
45		相模原けやきライオンズクラブ
46		相模原アーチライオンズクラブ
47		座間ロータリークラブ

送付書不要

F A X : 0 4 2 - 7 5 4 - 7 9 9 0

2月15日(木) 正午〆

相模原市 市民局 区政推進課 宛

取材申込書

(横浜地方裁判所相模原支部における合議制裁判及び
労働審判の実施を求める要望)

■報道機関名

■取材者

代表者氏名	人数
(ふりがな)	人

■連絡先

電話番号

Eメールアドレス

問合せ先

担当：区政推進課

電話：042-704-8911

F A X : 0 4 2 - 7 5 4 - 7 9 9 0

Eメール：kuseisuishin@city.sagamihara.kanagawa.jp